

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
〇 指定居宅サービス等の事業の廃止 保安林の指定予定 〃 〃 保安林の指定施業要件の変更予定 〔公告〕 国土調査の成果の認証 〇 一般競争入札の実施 〃		長寿社会課 治山課 〃 〃 〃 中山間・地域振興課 警察本部会計課 〃		担当課（室）	

◎岡山県告示第三百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所生活介護いるかのお宿

2 所在地

岡山県浅口市寄島町一六〇八九番二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福嶋医院

2 所在地

岡山県浅口市寄島町三〇七二番地

三 廃止年月日

平成二十七年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇八八四

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷油野字中ノ沢八一九の一、八二〇の一、八二一、字シノソウリ八二三の一、八二四の一、字イノオク一〇九一の三、一〇九一の九、字仮屋ヶ瀬一三二九の三、一三二九の四から一三二九の六まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字イノオク一〇九一の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市下熊谷字法木上一六二四、字法木一六二五、字高下一六二六、字法木ノ上一六六八、字正信奥一六八二、一六八四から一六八九まで、一七〇五の一、一七〇五の二、一七〇八、一七〇九、字高下口一六八三、字家ノ奥一六九〇、一六九一、字家ノ上一六九二、一六九三の二、一七〇六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字法木上一六二四、字法木ノ上一六六八、字正信奥一六八七、一七〇五の一、一七〇五の二、字家ノ奥一六九一、字家ノ上一六九三の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷油野字水ノ口八〇二、八〇四、八〇五の一、八三二の一、八三二の二、八三二の四、字中ノ沢八〇七から八一〇まで、八一二、八一三の一、八一四の一、八一六の一、八一七の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市下熊谷字立野奥二八四一の一から二八四一の一六まで、二八四六の一、二八四六の三から二八四六の一五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字高ノス一三八五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町大野字トイシ一〇八六の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町大野字立石一三二一の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（槇ヶ迫国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年7月14日 岡山県公報 第11702号

〔二八五〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行 た者の名称	玉野市	平成二十五年七月	玉野市 地籍図及び 地籍簿	調査を行 た地域	八浜町八浜 の一部	平成二十七年六月三十 日
調査を行 った期間	平成二十五年七月	平成二十七年三月	玉野市 地籍図及び 地籍簿	中井町西方 の一部	平成二十七年六月三十 日	
	平成二十五年四月	平成二十七年二月	高梁市 地籍図及び 地籍簿	田口の一部	平成二十七年六月三十 日	
	平成二十五年四月	平成二十七年二月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	蒜山吉田の 一部	平成二十七年六月三十 日	
	平成二十五年四月	平成二十七年一月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	大字新庄の 一部	平成二十七年六月三十 日	
	平成二十五年六月	平成二十七年二月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の 一部	平成二十七年六月三十 日	
	平成二十五年六月	平成二十五年六月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の 一部	平成二十七年六月三十 日	
	平成二十五年六月	平成二十五年六月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の 一部	平成二十七年六月三十 日	

里 庄 町	
平成 二十 七年 二月	平成 二十 五年 六月
地籍簿	地籍簿
大字新庄グ リーンクレ ストの一部	
日	平成 二十 七年 六月 三十

〔二八六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ネットワーク端末 895式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成28年2月1日から平成33年1月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年7月14日から同年9月8日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元

年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ80グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成27年9月15日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年9月17日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年9月8日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased:
Personal Computer 895 sets

(2) Lease period:
From 1 February, 2016 through 31 January, 2021

(3) Delivery place:
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:
4:00 P.M. 15 September, 2015

(5) Contact point for the notice:
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone: 086-234-0110, Ext. 2216

〔二八七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年七月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

I C免許証追記端末等 15式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びI C免許証追記端末等借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

平成28年1月1日から平成32年12月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部交通部運転免許課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年7月14日から同年9月1日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ80グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成27年9月8日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年9月10日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年9月1日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased:

The computer terminal system to update the data saved on IC driver's license 15 sets

(2) Lease period:

From 1 January, 2016 through 31 December, 2020

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 8 September, 2015

(5) Contact point for the notice:

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone: 086-234-0110, Ext. 2216